

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う
関係政令の整備等に関する政令案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法施行令の一部改正

一 奄美群島振興開発特別措置法第八条第一項に規定する政令で定める事業として、次に掲げる事業を追加するもの等とすること。

1 地域の観光資源となる奄美群島固有の野生動植物の保護及び外来生物による当該野生動植物に係る被害の防止に関する事業

2 奄美群島の児童、生徒等に対して行われる郷土の現状と歴史に関する教育活動（学校の教育課程として行われるものを除く。）の実施に関する事業

3 奄美群島において伝承されてきた文化的所産の保存及び活用並びに当該文化的所産の担い手の育成に関する事業

4 奄美群島へ移住しようとする者のための住宅の流通の円滑化に必要な環境の整備に関する事業

（第一条の二関係）

二 奄美群島振興開発特別措置法第五十二条第一項第三号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とするものとする。

1 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に規定する施設において分蜜糖を製造する事業

2 次に掲げる事業であつて、独立行政法人奄美群島振興開発基金が銀行その他の金融機関とともに当該事業に係る事業資金の貸付け（その金額が銀行その他の金融機関の当該事業に係る事業資金の貸付けの金額の最高額を超えないものに限る。）を行わなければ、必要な資金の調達が困難なもの

(1) 農産物又は水産物の処理、貯蔵又は加工の用に供する施設であつて、農業若しくは漁業を営む者又はこれらの者の組織する法人の共同利用に供するものの整備に関する事業

(2) 畜舎又は堆肥舎の整備に関する事業

(3) 酒税法に規定する単式蒸留焼酎の製造の用に供する施設の整備に関する事業

(4) 観光旅客の利用に供される教養文化施設、休養施設、販売施設又は宿泊施設の整備に関する事業

（第八条関係）

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 総務省組織令の一部改正

自治行政局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第三条第三項関係)

第三 財務省組織令の一部改正

大臣官房等の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第二条第二項及び第四条関係)

第四 農林水産省組織令の一部改正

農村振興局の所掌事務の特例の延長を行うものとする。

(附則第五条関係)

第五 国土交通省組織令の一部改正

国土政策局の所掌事務の特例等の延長を行うものとする。

(附則第二条、第六条第二項及び第十条関係)

第六 その他

その他所要の改正を行うものとする。

第七 附則

この政令は、令和六年四月一日から施行するものとする。

(附則関係)